

～65歳以上の方の介護保険料が変わります～

介護保険料一覧

段階	対象者	保険料の調整率	年額（月額）
第1段階	・生活保護被保険者等 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額	(基準額 × 0.50)	(36,000 円)
		↓ 基準額 × 0.45	32,400 円 (2,700 円)
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額 + 課税年金収入が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額 × 0.75	54,000 円 (4,500 円)
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額 + 課税年金収入が 120 万円超の方	基準額 × 0.75	54,000 円 (4,500 円)
第4段階	・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる） かつ前年の合計所得金額 + 課税年金収入が 80 万円以下の方	基準額 × 0.90	64,800 円 (5,400 円)
第5段階	・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる） かつ前年の合計所得金額 + 課税年金収入が 80 万円超の方	基準額 × 1.00	72,000 円 (6,000 円)
第6段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 120 万円未満の方	基準額 × 1.20	86,400 円 (7,200 円)
第7段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 120 万円以上 190 万円未満の方	基準額 × 1.30	93,600 円 (7,800 円)
第8段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 190 万円以上 290 万円未満の方	基準額 × 1.50	108,000 円 (9,000 円)
第9段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額 220 万円未満の方	基準額 × 1.70	122,400 円 (10,200 円)

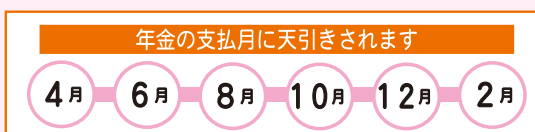
65歳以上の保険料の納め方

納め方は受給している年金^{*}の額によって2通りに分かれています。

^{*}受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象になりません。

年金が年額 **18万円以上** の方 ⇒ 年金から【天引き】になります（特別徴収）

- 保険料の年額が、年金の支払月に年6回に分けて天引きになります。



年金が年額 **18万円未満** の方 ⇒ 【納付書】で各自納めます（普通徴収）

- 市町村から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。 ※口座振替の利用もできます。

有料広告

発電機

取扱っています！

停電時の強いミカタ！



九電工キャラクター タスキさん



プロパン型発電機



ガソリン型発電機

お見積無料！
お気軽にお問い合わせください！



Make Next.
九電工

【販売店】
(株)九電工 沖永良部営業所
TEL: 93-2100
平日 8:30～17:00



発電力に余裕のある大型発電機